公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１１号
徳島県三好市三野町加茂野宮1171番地１
債務者　藤本　幸代
１　決定年月日時　平成25年４月30日午後１時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２３年（フ）第２１８０号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目69番地１
アーバンハウスＢ101号
債務者　森藤やよひ
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４６６号
福岡県筑紫野市二日市中央５丁目１番５号サザンハイツ二日市202号
債務者　上原　裕史
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４８９号
福岡県大野城市南ケ丘２丁目24番１―501号
サンシティ南ケ丘21
債務者　金原　雄二
１　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３９号
福岡県大野城市瑞穂町４丁目４番12―204号
債務者　谷口志のぶ
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４０号
福岡県大野城市瑞穂町４丁目４番12―204号
債務者　谷口　保美
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８６号
福岡市東区香椎駅前２丁目５番11―503号
債務者　今林　春男
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８７号
福岡市東区香椎駅前２丁目５番11―503号
債務者　今林眞理子
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２３２号
福岡県太宰府市水城４丁目33番15号
債務者　渡邉　　清
１　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２４８号
福岡市南区老司３丁目43番３―202号
債務者　澤山やよい
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２９５号
福岡市早良区原５丁目２番27―201号
債務者　橋本　正俊
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３０６号
福岡市南区井尻３丁目16番４―705号
債務者　鈴木　恵子（旧姓阿部）
１　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３０７号
福岡市城南区飯倉１丁目３番19号
債務者　天辰　省吾
１　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３１５号
福岡市東区下原３丁目15番５―１号
債務者　藤　　博章
１　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３２６号
福岡県春日市日の出町３丁目１番地１アーベインビオ春日５―207号
債務者　中嶋　優子
１　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３２７号
福岡県春日市日の出町３丁目１番地１アーベインビオ春日５―207号
債務者　梶原　敦子
１　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３４７号
福岡市東区松田３丁目20番10号
債務者　二木　幸香
１　決定年月日時　平成25年４月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部